

日 薬 業 発 第 408 号
令 和 4 年 1 月 28 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添1に係る
医薬品の適切な購入について（協力依頼）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省医政局経済課長より、標記について別添の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」（令和3年12月10日付け医政経発1210第2号厚生労働省医政局経済課長通知、令和3年12月13日付け日薬業発第318号にて通知）にてご案内しました通り、一昨年来生じております後発医薬品を中心とした医療用医薬品の供給不足に関連し、厚生労働省は日本製薬団体連合会に対して、同通知別添1に掲げる成分規格の品目について出荷調整の解除並びに別添2に掲げる成分規格の品目について増産対応への協力を求めています。

今般の通知は、厚生労働省として同通知を踏まえ、日本製薬団体連合会に対して別添1の成分規格の品目につき、各製造販売業者の販売する製品ごとの供給状況について調査を実施し、その結果を公表することについて協力を求めています。また、併せて医療機関・薬局等の発注側につきましても、早期の安定供給の確保に資するよう、同通知別添1の品目の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について協力が求められています。

既に現場では最大限のご対応を頂いている最中かと拝察いたしますが、薬局におかれましては引き続き、必要量以上の発注や同時に複数の卸への同一品目の発注を控えるなどの対応をご検討いただくよう、貴会会員にご周知方よろしくお願い申し上げます。

医政経発 0125 第 2 号
令和 4 年 1 月 25 日

公益社団法人 日本薬剤師会 担当理事 殿

厚生労働省医政局経済課長

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の適切な購入について （協力依頼）

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」（令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。）により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力を依頼したところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況についての適切な情報提供について協力をお願いしたところであり、これを踏まえ、今般、厚生労働省では、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、別添写しのとおり、当該製品ごとの供給状況について調査を実施し、その結果を公表することを予定しております。

このように、後発医薬品の製造販売企業を中心として、通知に基づく出荷調整の解除等を通じて安定供給の確保のための努力を継続的に実施していただいているところですが、早期の安定供給の確保に資するよう、通知の別添1に係る医薬品の購入にあたっては、

- 「1カ月分程度の在庫量」又は「従来の購入量の 110%以内」を目安として、処方見込みや在庫量を把握の上、必要最低限の発注としていただくこと
- 同時に複数の卸に同一品目を発注している場合には見直していただき、返品は避けていただくこと

について、重ねてご協力とご配慮をいただきたく、貴会関係者への周知方よろしく申し上げます。



医政経発 0125 第 1 号
令和 4 年 1 月 25 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局経済課長

「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」の別添 1 に係る
医薬品の供給状況の調査について （調査協力依頼）

平素より、医薬品等の安定供給の確保にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「医療用医薬品の供給不足に係る対応について」（令和3年12月10日付け医政経発 1210 第3号厚生労働省医政局経済課長通知。以下「通知」という。）により、通知の別添1に掲げる成分規格について、成分規格全体として概ね需要を満たしていると考えられるため、昨年末を目途に、当該成分規格を製造販売する企業に対して、出荷調整を解除していただくよう協力をお願いしたところです。

あわせて、医療機関、薬局、卸売販売業者等の関係者が必要な情報を得ることができるよう、当該成分規格について各製造販売企業の販売する製品ごとの供給状況について把握頂き、例えば、業界団体のウェブサイトに掲載する等により、適切な情報提供を行うことについても協力をお願いしているところです。

これを踏まえ、今般、医療関係者等が現在の出荷状況等について確認できるよう、各製造販売企業が販売する製品ごとの供給状況についての調査を実施することとしました。

つきましては、貴団体の加盟団体を通じて、通知の別添1の成分規格を製造販売する会社に対し、別添の『「医薬品供給状況にかかる調査」へのご協力をお願い』に従って調査に協力いただき、回答していただきますよう周知及びご指導いただけますようお願いいたします。

また、製造販売する医薬品を安定的に供給することは、一義的には製造販売企業の責務であることから、今後は、該当する成分規格を製造販売する製造販売企業が、該当品目の供給の状況について各社のウェブサイト等において公表し、その旨を貴団体に報告し、貴団体においてそれらの情報をとりまとめて提供いただきますよう、ご協力のほどよろしく願いいたします。